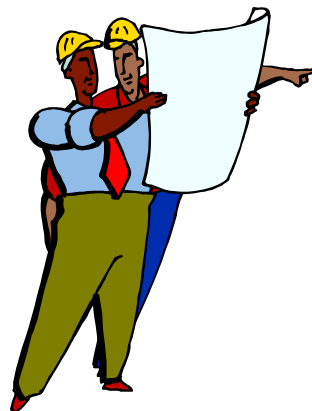
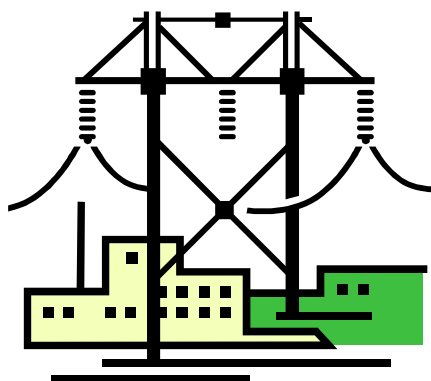


自家用電気工作物を設置する皆さまへ 手続きのご案内

- 電気事業法に基づく保安規程、主任技術者の届出等について -

「電力会社から600ボルトを超える電圧で受電する電気設備」や「一定出力以上の発電設備」等は、「自家用電気工作物」として電気事業法の規制を受け、国への手続き等が必要です。



平成19年6月
経済産業省
関東東北産業保安監督部
東北支部 電力安全課

1. 自家用電気工作物とは

自家用電気工作物とは、電気事業法第38条において、「電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物」と定義されており、具体的には、次のようなものが該当します。

(ビル、工場、建設現場等の電気設備)

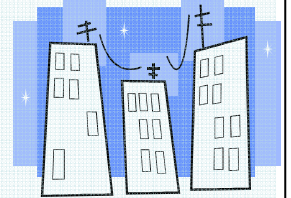
- ・電力会社等から600Vを超える電圧で受電して電気を使用する設備
- ・発電設備(次の小出力発電設備を除く。)とその発電した電気を使用する設備

小出力発電設備とは次のとおり

- (1)出力20kW未満の太陽電池発電設備
- (2)出力20kW未満の風力発電設備
- (3)出力10kW未満の水力発電設備(ダムを伴うものを除く。)
- (4)出力10kW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備
- (5)出力10kW未満の燃料電池発電設備

(固体高分子型のものであって、最高使用圧力が0.1MPa未満のものに限る。)

- ・電力会社等からの受電のための電線路以外に構外にわたる電線路を有する電気設備



2. 自家用電気工作物に係る保安規制

自家用電気工作物を設置する者(以下「設置者」という。)は、公共の安全の確保及び環境の保全を図るために、設置者自らが自己責任のもとに電気の保安を確保する義務があり、電気事業法の規定により、次のことを行う必要があります。

自家用電気工作物の維持 / 技術基準適合維持(電気事業法第39条)

設置者は、自家用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持すること。

保安規程の制定、届出、遵守(電気事業法第42条)

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、国に届け出ること。また、保安規程を変更したときは、変更した事項を国に届け出ること。

設置者及びその従業者は、保安規程を守ること。

電気主任技術者の選任、届出(電気事業法第43条)

設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために主任技術者を選任し、国に届け出ること。これを解任したときも同様とする。

このほか、電気事故が発生した場合は事故報告、廃止した場合は廃止報告、受電電圧1万V以上の需要設備、ばい煙発生施設等を設置する場合は工事計画の事前届出等を行う必要があります。



3. 保安規程の手続きについて

保安規程は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために、設置者が定めるルールです。

保安規程(変更)届出(電気事業法第42条第1項、第2項)

設置者は自家用電気工作物の使用の開始前に国(産業保安監督部)に保安規程を届け出なければなりません。保安規程を変更したときも、遅滞なく、変更した事項を届け出なければなりません。

保安規程に定める事項(電気事業法施行規則第50条第1項)

保安規程には、主に次の項目について具体的に定める必要があります。

- ・電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること
- ・電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視・点検及び検査に関すること。
- ・電気工作物の運転又は操作に関すること。
- ・発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
- ・災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
- ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
- ・その他、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項



4. 電気主任技術者の手続きについて

電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために、設置者が選任する有資格者です。

設置者設備または事業場ごとに電気主任技術者を次の から までのいずれかの方法により選任するか、あるいは の方法により保安管理業務外部委託の承認を得る必要があります。

有資格者選任(電気事業法第43条第1項、第3項)

電気主任技術者免状の交付を受けている人を電気主任技術者として選任することをいいます。この場合、「主任技術者選任又は解任届出書」により国(産業保安監督部)に選任したことを届出ることとなります。

有資格者以外の選任(電気事業法第43条第2項)

電気主任技術者免状の交付は受けていないが、電気設備に関し一定の知識・技能を有する人(例えば、電気工事士免状を持っている人、工業高校の電気科で規定の科目を修めて卒業した人等)を電気主任技術者として選任することをいいます。この場合、「主任技術者選任許可申請書」により国(産業保安監督部長)の許可を得る必要があります。

兼任(電気事業法施行規則第52条第3項ただし書き)

設置者が既にある自家用電気工作物の事業場の電気主任技術者として選任している者を別の自家用電気工作物の電気主任技術者として兼任させることをいいます。この場合、「主任技術者兼任承認申請書」により国(産業保安監督部長)の承認を得る必要があります。

保安管理業務外部委託(電気事業法施行規則第52条第2項)

電気管理技術者(電気設備の保安業務を専門に行っている個人事業者)または電気保安法人(電気設備の保安業務を行っている法人)に保安業務を委託することをいいます。この場合、「保安管理業務外部委託承認申請書」により国(産業保安監督部長)の承認を得る必要があります。

5. お問い合わせ先

関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

管轄区域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

所在地: 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2番23号

電話: 022-263-1111(内線5881)

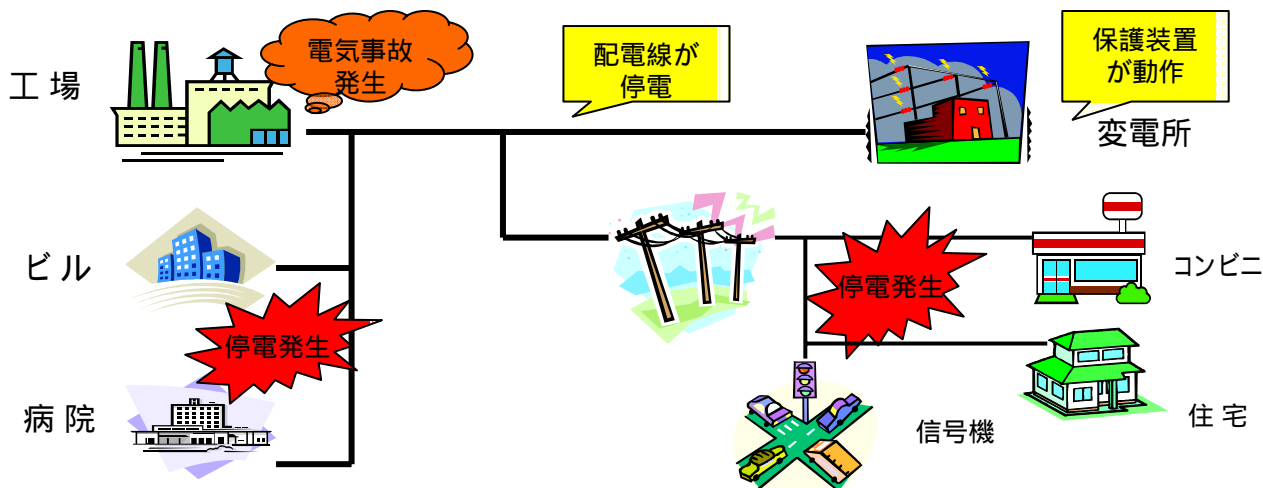


自家用波及事故をなくしましょう

自家用波及事故とは

自家用電気工作物で発生した電気事故が、電力会社の高圧配電線を停止させてしまい、配電線から供給されているすべての電気使用者が停電事故となった事故をいいます。

また、近年では、主任技術者が選任されない状態で、十分な電気工作物の保守管理がなされずに波及事故を発生させているものも多く発生しております。



自家用波及事故発生事業場の現状

電気事故報告のあった事業所に、アンケート調査を実施(3年間分)しました。

その中の損害金額の一部についてご紹介します。

業種	事故の原因	事故の発生場所	損害金額(円)	主な内容
学校	保守不備 (自然劣化)	高圧気中負荷開閉器	600,000	高圧気中負荷開閉器取替費用 その他
鉄道業	故意過失 (作業者の過失)	高圧変圧器	1,100,000	高圧変圧器交換ほか外注工事費等
金属製品 製造業	保守不備 (自然劣化)	高圧ケーブル	1,500,000	操業停止及び修繕費等
社会福祉	保守不備 (保守不完全)	真空遮断器	1,785,000	キュービクル修繕費 事故対応・原因調査代等
金属加工業	保守不備 (保守不完全)	高圧交流負荷開閉器	2,412,000	仮設電源設置撤去、受変電設備復 旧費用等、事業損失1,000,000円
保健・清掃 業	自然現象 (雷)	高圧変圧器	6,600,000	電気設備・建物修理費等
百貨店	故意・過失 (作業者の過失)	高圧ケーブル	13,600,000	設備4,500,000円、人件費700,000円 商品廃棄8,400,000円
電気機器 組立業	保守不備 (保守不完全)	高圧ケーブル	25,000,000	電気設備更新 13,000,000円 操業停止1日 12,000,000円

波及事故は、停電するだけでなく電気設備などの損壊も発生するケースが多く、さらに操業停止による機会損失、信用損失等を含めると相当な損害額となります。計画的な保守点検・設備更新は「保険を掛けること」と同じです。万が一に備えることで「安心」が手に入ります。

なお、当課HP '<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-tohoku/>'で「電気保安」-「自家用電気工作物に関する手続き」においては国に対する事務手続き、更に「お知らせ・トピックス」では、電気事故・立入検査結果等についてもご覧いただけますので、アクセスして見て下さい。